

件名：運転免許センター視聴覚機器等保守点検委託業務に係る一般競争入札公告

視聴覚機器等保守点検委託業務に関する契約を一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。なお、当該契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、当該契約に係る平成25年度歳入歳出予算が成立しなかった場合は当該入札による契約は解除する。

平成25年3月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 件名 運転免許センター視聴覚機器等保守点検委託業務
- (2) 借り入れる機器の品名及び数量並びに業務内容 「入札説明書」及び「仕様書」による。
- (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。
- (4) 委託契約する業務の内容等 「入札説明書」及び「仕様書」による。

2 一般競争入札に参加する者の資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が平成25年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 視聴覚機器等の保守契約に関して直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (3) 次の各号に該当しない者。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）

イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

ウ 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき。

3 一般競争入札に参加することのできない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当するもの及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は簡易書留郵便により(2)に掲げる提出場所に提出すること。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

エ 視聴覚機器等の保守契約に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類

- (2) 申請書等の入手場所及び提出場所、申請に関する問い合わせ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市宇豊崎3番22 電話番号 098-851-1000(内線545)

- (3) 申請書の受付期間 この公告の日から平成25年3月18日(月)正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、最終日以外の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語等 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知 資格審査結果は直接または郵便により通知する。

6 資格の有効期間 入札参加者の資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更 入札参加者の資格を有するものは、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金
- (6) 電話番号

## 8 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が、3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 9 入札説明会の日時及び場所 平成25年3月12日（火）午前10時 沖縄県警察本部交通部運転免許課（沖縄県警察運転免許センター）〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号 098-851-1000(内線545)

## 10 入札説明書及び仕様書の交付場所等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所、申請書等の提出場所及び問い合わせ先 沖縄県警察本部 交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号 098-851-1000(内線545)
- (2) 契約の条項を示す場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-862-0110 (内線2242)

## 11 入札執行の日時及び場所 平成25年3月25日（月）午前10時00分 沖縄県警察本部4階会計課入札室

## 12 入札保証金 「入札保証金に関する説明書」のとおり（入札説明書に添付）

## 13 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

## 15 最低制限価格 設定しない。

## 16 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) その他 詳細は、入札説明書による。
- (3) 入札の条件 当該契約に係る平成25年度当初予算案が県議会で否決された場合は、当該入札による契約は解除する。